

犯罪の爲めに人を死なすとか傷つけるとかすれば、第二十七章の傷害の罪に比べて、重き分の刑を申し渡すのである。

第二百六十一條 前三條ニ記載シタル以外ノ物ヲ損壞又ハ傷害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

(註)第二百五十八條、第二百五十九條、第二百六十條の三ヶ條に記してある以外の物を損壞したり、又は損壞した爲めに人を傷害した場合は、三年以下の懲役か、輕ければ五百圓以下の罰金なり科料なりに處分するのである。

第二百六十二條 自己ノ物ト雖モ差押ヲ受ケ、物權ヲ負擔シ又ハ賃貸シタルモノヲ損壞又ハ傷害シタルトキハ前三條ノ例ニ依ル

(註)自分所有の物でも、差押を受けて居るか、抵當に入れてあるか、又は賃貸を取つて貸してある者を損壞するか、又は損壞した爲めに人を傷害するか爲たときは、第二百五十九條、第二百六十條、第二百六十一條の例に準じて罰するのである。

第二百六十三條 他人ノ信書ヲ隱匿シタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ

禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

(註)他人の手紙を隠匿した者は、六月以下の懲役か禁錮か、輕くて五十圓以下の罰金なり科料なりに處分するのである。

第二百六十四條 第二百五十九條、第二百六十一條及ヒ前條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

(註)第二百五十九條、第二百六十一條、并に第二百六十三條の三ヶ條の犯罪は、訴へを受けねば罰せぬのである。

新刑法註釋終

新刊廣告

明治節用辭典

菊判半裁形總クロー
金文字入紙數七百六十頁
正價 五十錢
郵税 十錢

本書は、我國民が日常使用する、百般の語數、凡四万を集め、一語毎に悉く音と訓とを施し、難解の語には註解を爲し、何人にも容易に、所要の語を見出し得る様、いろは分を以て編纂したれば、老幼男女を論せず、我國民日常必須の書なり、其体裁の如きも、特に注意を爲し、紙質の堅美、印刷の鮮明は勿論、美麗なる色クローに金文字を入れたる表装を用ひたれば、机上の裝飾とも成るべし、冀くは實物を視て、版元の言の誇大に非らざるを知り賜へかし。

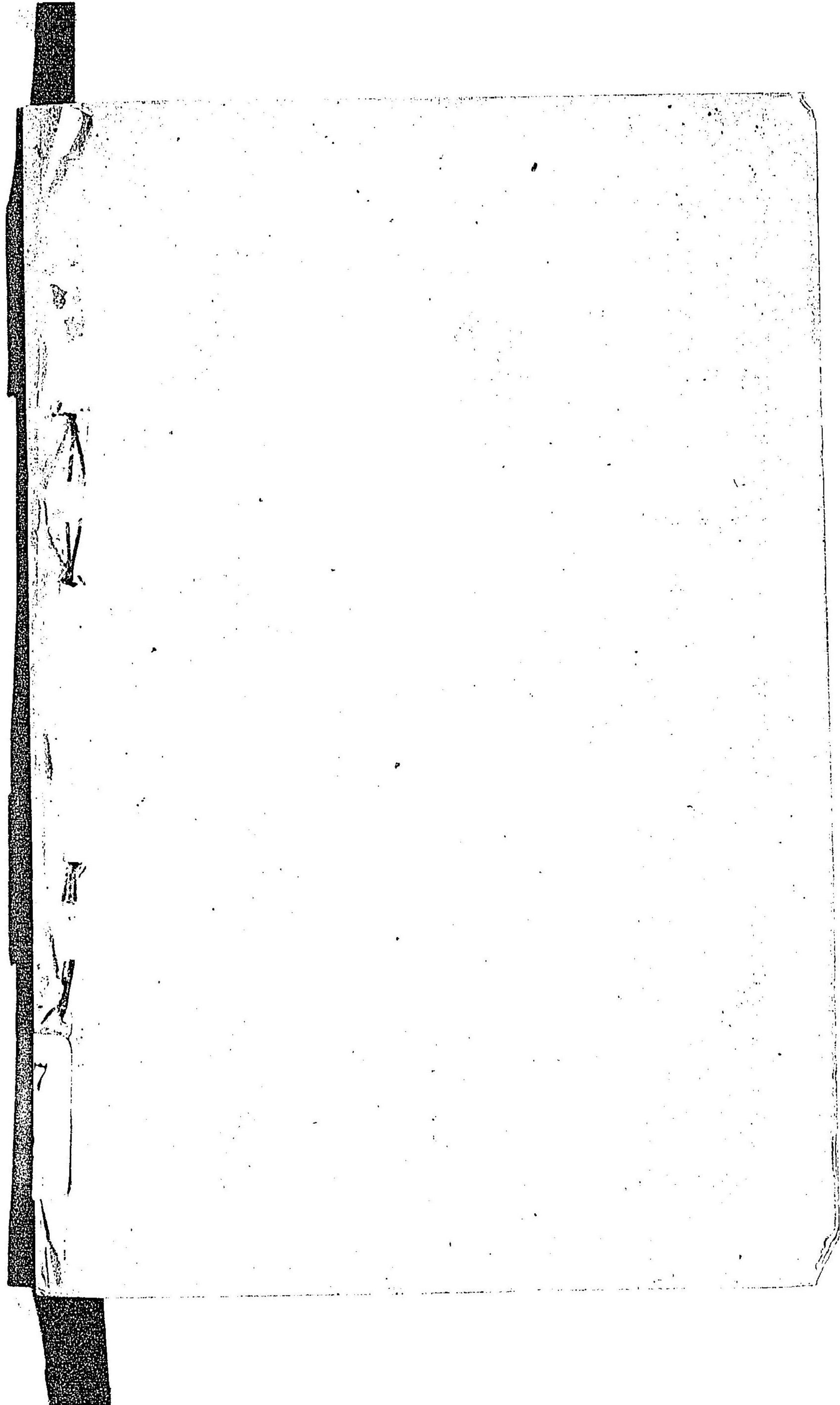
明治十四年五月二日印刷
明治十四年五月五日發行

不許複製

發行者 博多 久吉
大阪市南區大寶寺町西之町廿二番地

印刷者 井下 幸三郎
大阪市南區末吉橋通四丁目十六番地

發賣所 博多 成象堂
大阪市南區大寶寺町佐野屋橋筋西へ入南側



036051-000-2

特17-482

新刑法註釈

法学会／編

M40

BBP-0679

